

第六次名張市障害者福祉計画（素案）

【 概 要 】

1. 計画の概要（策定の目的、位置付け、期間等）

(1) 策定の目的

第六次名張市障害者福祉計画の策定は、障害者基本法第11条第3項に基づき、国の第5次障害者基本計画、県のみえ障がい者共生社会づくりプランを基本とする中で、名張市総合計画及び第4次名張市地域福祉計画に即し、本市の障害者を取り巻く状況等を把握した上で、第五次名張市障害者福祉計画を見直し、本市における障害者施策の更なる推進に取り組みます。

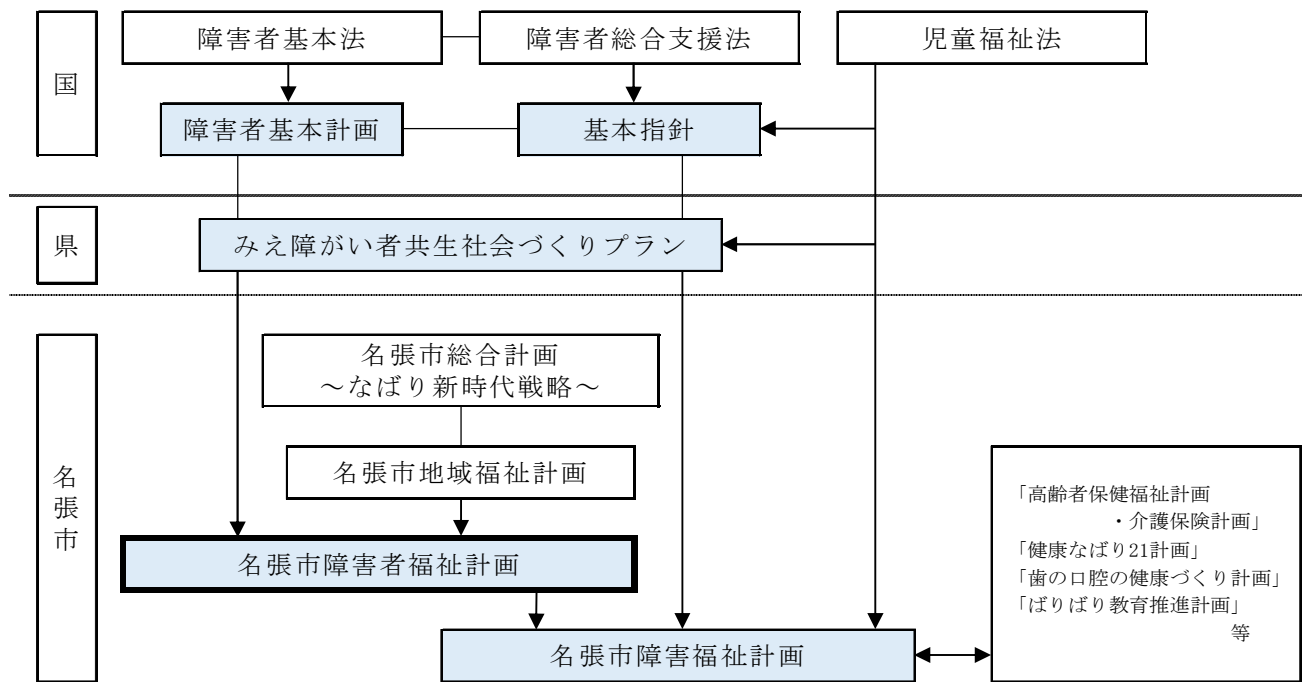


図 各種法律・計画との関連図

(2) 計画の位置付け

本市における障害者福祉施策の基本方向を定める総合的な計画として位置付けるものです。

(3) 計画の期間

令和6年度から令和11年度までの6年間です。

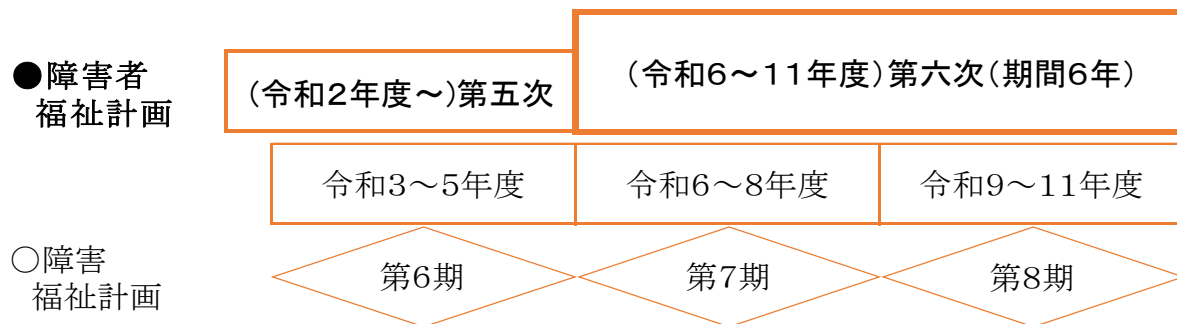


図 第六次名張市障害者福祉計画の計画期間

#### (4) 計画の策定、推進体制及び評価

名張市障害者施策推進協議会において実施します。

(委員構成) 学識経験者、障害のある人、障害者団体の代表、教育福祉施設の代表、社会福祉団体の代表、医師会の代表、企業等雇用関係団体の代表、関係行政機関の代表、その他市長が必要と認める者

(委員数) 20人

#### (5) 計画の策定経過

- ・第五次障害者福祉計画の評価 令和2年4月から令和4年5月まで
- ・アンケート調査の実施 令和4年12月から令和5年1月まで
- ・障害者施策推進協議会小委員会を分野別に開催  
令和4年5月から令和5年7月まで7回開催
- ・新計画分野別の現状・課題の検証  
関係部署に協力要請 令和5年5月から8月まで
- ・施策推進協議会の開催 令和4年11月、令和5年3月、7月の3回開催

## 2. 計画の基本的考え方

### (1) 理念

これまでの計画の理念を継承し、国計画や県計画と整合性を図りながら、ライフステージの全ての段階において基本的人権の回復を目指す考え方（全人間的復権）と、障害のある人もない人も同じ地域社会で共に暮らし、学び、働くインクルーシブ社会を目指すことを基本理念としています。このような基本理念の下、人と人々が支え合う地域共生社会の実現を目指し、本市の風土や特色を生かした地域づくり、担い手づくりを図りながら、障害者が自らの決定に基づき自分らしく暮らせるよう、社会的障壁の除去に努めるとともに、自助と共助と公助のバランスに配慮した支え合いの取組を目指します。

### (2) 計画の基本目標

本計画では、名張市総合計画の基本構想を踏まえ、「障害者の自立と社会参加をささ

えます」を基本目標とします。具体的には、障害者が地域で自立した生活を送れるよう、農福連携の取組や就労支援、障害者の理解促進に向けた取組を進めます。併せて、障害者が生活する上でのニーズが複雑化、多様化していることから、分野を超えた様々な機関との連携により支援の充実を図り、障害者を含めた様々な人が生きがいを持って社会参加ができる仕組みづくりを進めます。

### (3) 計画の重点施策

基本目標を達成するために名張市総合計画に基づいた、三つの重点施策を推進します。

- ①障害特性やライフステージに応じた継続的・包括的な支援の推進に取り組みます。
- ②共生意識にあふれた地域社会の構築に取り組みます。
- ③障害のある人の自立を支援する就労支援の充実に取り組みます。

## 3. 施策の展開

本計画では、計画の基本目標、計画の重点施策を柱として、以下の八つの基本分野について、新たな目標を加えながら取組を推進します。

内容としては、国の第5次障害者基本計画の中での新たな視点である、誰一人取り残さない「SDGs」や、より一層重点化された、障害のある人もない人も共に暮らす「インクルーシブ社会」の更なる推進を目標に盛り込んでいます。

また、新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響等社会を取り巻く情勢が変化する中で、本市においても貧困、孤立化、引きこもり等複合的な課題を抱えている方が増加傾向にあり、そのような日常の中で職員や支援者等が実際に聞き取った内容や、施策推進協議会でのご意見、障害者本人等のアンケート内容を反映しています。

### (1) 啓発と交流の促進

これまでの従来の啓発や交流の取組を継続的に進めるとともに、昨年度実施した映画会や軽トラ市等を分析した結果を基に、障害及び障害者理解を深めるための更なる取組を推進します。

### (2) 福祉サービスの充実

手話通訳者や要約筆記者等の確保が課題となっている中で、昨今メディアにおいて手話を取り上げられる等、手話をきっかけとして障害者への情報保障についての関心が高まっています。手話奉仕員養成講座や点訳奉仕員養成講座等を通じて人材確保に努め、市としてもアクセシビリティ（情報提供機能）の充実を図ります。

### (3) 雇用・就労の充実

国の第5次障害者基本計画にて、施策の各論が「福祉的就労の底上げ」から「一般就労が困難な障害者に対する支援」へと改訂されたことを受け、福祉的就労の支援を継続的に推進するとともに、就労継続支援等の支援の充実を図り、障害者雇用に向けた支援を促進します。

#### (4) 育成・教育の充実

幼少から地域や学校等の場において、障害者や障害児とふれあい、交流する等、共に育ち、学び合うインクルーシブ教育等の教育環境の更なる推進を目指します。

また、新たに高等教育における障害学生支援について追加記載を行い、卒業後の進路を確保するため、障害者雇用等の就労支援の充実に向けた取組を進めます。

#### (5) 生活環境の整備

国の基本計画に、住宅環境や移動しやすい環境の整備等、全体的な生活環境の整備の推進とともに、防災に向けた取組として避難行動要支援者名簿を活用した避難支援が定められており、今後、個別避難計画の作成を進めます。

#### (6) 保健・医療の充実

新型コロナウイルス感染症感染拡大という社会情勢の大きな変化から、感染症への対策や発生時の対応について必要な支援に努めるとともに、国の第5次障害者基本計画で精神障害者の方の地域包括ケアシステムの構築が引き続き定められていることから、圏域での会議で検討を進め、地域移行支援等の充実に努めます。

#### (7) スポーツ・文化芸術活動の充実

新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響により、スポーツ大会や芸術文化祭等の各種行事が縮小傾向にありましたが、今後、障害の有無にかかわらず参加できる取組の推進を目指します。

#### (8) 推進基盤の整備

国の第5次障害者基本計画でも数回にわたって記載されている「インクルーシブ」に着目し、インクルーシブな社会の推進を目標に取り入れています。また、相談支援体制の構築についても、名張市独自のまちの保健室や総合相談のシステム等も踏まえて推進していくこととしています。